

構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書

建築士法第20条第2項の規定により、別添の構造計算書によって下記の建築物の安全性を確かめたことを証明します。

平成23年 7月14日

（一級）建築士 （大臣）登録第 173794 号

住 所 名古屋市西区新道1丁目2-14

氏 名 谷 淳 

（一級）建築士事務所（愛知県）知事登録第いー9020 号

名 称 谷建築事務所

所在地 名古屋市西区新道1丁目2-14

電話 052.(586)5076 番

委託者 the LOFT 株式会社 代表取締役 中筋 倫代 殿

建築物の所在地	名古屋市千種区楠元町2丁目60番2
建築物の名称及び用途	THE LOFT 新築工事 集合住宅
建築面積	221.38㎡
延べ面積	906.39㎡
高さ	1 最高の高さ 14.30m 2 最高の軒の高さ 13.80m
階数	地上 5階 地下 0階
構造	鉄筋コンクリート造 一部 造
建築物の区分	1 建築基準法（以下「法」という。）第20条第1号に掲げる建築物 2 法第20条第2号に掲げる建築物 ③ 法第20条第3号に掲げる建築物 4 法第20条第4号に掲げる建築物
別添の構造計算書に係る構造計算の種類	1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第81条第1項に定める基準に従った構造計算 2 令第81条第2項第1号イに規定する構造計算 3 令第81条第2項第1号ロに規定する構造計算 4 令第81条第2項第2号イに規定する構造計算 ⑤ 令第81条第3項に定める基準に従った構造計算 6 その他（ ）
別添の構造計算書に係る構造計算の方法	① 国土交通大臣が定めた方法によるもの 2 国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの
当該構造計算に用いたプログラム	1 名称（BUS-5 Ver 1.0.0.38 ） 2 国土交通大臣の認定 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 3 認定番号（ ）
備考	事業主の意向により、地震力は建築基準法に定められる値の1.25倍として $C_0=0.25$ によって構造設計する。 また、強度型の建物として保有水平耐力の追加検討を行う。結果 Q_u/Q_{un} 値は 1.26~2.0の安全率を確認した。

参考添付資料 国交省発表用途係数区分表にて1.25倍以上の建物規制は下記表のとうり大震災時に於いて住民が避難する学校関係等強固な住民の安全を守る建物を示して居ります。

表一 耐震性に係る用途別施設の用途係数一覧

用途係数区分	施設の用途係数適用の理由	該 当 施 設	用途係数区分	施設の用途係数適用の理由	該 当 施 設
1.0	用途係数区分が、1.5及び1.25区分に該当している施設以外の施設であるため。	公営住宅関係施設、本市の住宅系施設、事務所系施設、附属的施設、その他これらに類するものとする。	1.5	大震災時には、消火・援助・復旧及び情報伝達等の防災に係る業務の中心的拠点として機能する施設であるため。	市庁舎関係施設、区庁舎関係施設、消防関係施設、土木関係施設、病院関係施設、災害対策関係その他施設、小中学校の体育館、試験研究施設、その他これらに類するものとする。
1.25	大震災時には、救護・復旧及び防災業務を担当するもの。並びに市民共有の貴重な財産となるものを収蔵している施設であるため。	都市施設管理関係施設、衛生関係施設、学校関係施設（小中学校の体育館を除く）、社会福祉関係施設、文化的施設、市民生活関係施設、その他施設、その他これらに類するものとする。		放射線物質又は病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設で災害時に施設及び周辺の安全性を確保するため。	